

## レセオンライン請求義務化撤回訴訟原告団ニュース《No. 8》

発信：神奈川県保険医協会 TEL：045-453-2411 FAX：045-461-0215

## ついに始動！オンライン訴訟口頭弁論！

9月9日(水)午後2時から、待ちに待ったレセオンライン請求義務化撤回訴訟の第1回口頭弁論が、横浜地裁で行われた。今回の口頭弁論は平尾紘一原告団長、入澤彰仁原告団幹事長、藤田倫成・小笠原敏夫両原告と代理人である小賀坂徹弁護士が、1744名の原告団を代表して意見陳述を行った(陳述内容は右記参照)。

被告である国は、事前に答弁書を提出。この裁判を争う姿勢を示すと共に、原告に対し求釈明として保険医療機関の「指定」の有無や医科歯科の別の立証を求め、原告適格を問う姿勢を示した。しかし国は、オンライン請求義務化を行う積極的な意見陳述は行わなかった。

次の口頭弁論は、11月4日(水)午後1時30分からとなり、法廷は今回と同様に横浜地裁502号法廷で行われることとなった。

### 【小賀坂弁護士、国側の意図的な妨害に一喝】

小賀坂弁護士の意見陳述では、この訴訟にいたる経過を解説すると共に、訴状の論点であるオンライン請求義務化の違憲性をわかりやすく裁判官と被告に訴えた。そこで事件がおきた。

小賀坂弁護士が意見陳述中、被告代理人が「訴状の中身である」と不規則発言を行った。原告の代理人は、訴状に反することを陳述することはない。そんなことは当然なのに、明らかに意図的な妨害といえる行為が行われた。しかし、小賀坂弁護士は動じず、「黙って聞きなさい」と一喝。被告代理人は二の句が告げられず、押し黙る場面があった。

#### 『国の答弁書、オンライン請求の積極的理由示さず』

国は答弁書において、オンライン請求を義務化する積極的な意見を示していない。答弁書では、「原告は保険医療機関なのか」など原告適格の確認にこだわった。

本来、保険医療機関であるかどうかは国側が把握している事実であり、明らかに裁判の引き伸ばしを狙ったものと思われる。

政権を奪取した民主党がオンライン請求を「原則化」としており、国側は民主党の出方を探りたいがための時間稼ぎとも受け取れる。いずれにせよ、こちらの訴状内容に対し、国側は具体的な反論を示せずにいる。

次回口頭弁論は11月であるが、原告団は法廷以外の場でも厚生労働大臣等に働きかけを行い、早期に「義務化」撤回がなされるよう努めていく。

## 原告、弁護士の主な発言内容

### 入澤幹事長『義務化撤回は地域医療を守れるかどうかの試金石』

日本の保険医は、低い医療費でWHO健康達成度第1位を獲得する医療を提供している。これまで日本の医療を支えてきた保険医が、オンライン請求義務化によって、廃業を余儀なくされている。オンライン義務化は保険医にとって死活問題で、義務化を撤回できるかどうかは、地域医療を守りきれぬかどうかの試金石である。

また、規制改革会議は「医療におけるIT化の遅れ」を強調するが、医療はCT、MRIなど診断や治療の分野でIT化は十分進んでいる。

### 平尾団長『患者がオンライン請求を拒めば、健康保険が使えない』

糖尿病の病状の悪化は、地位を守る上でも、出世の上でも、取引の上でも由々しきことである。カリメートやクレメジンの投与は、透析が近いと判断できるため、レセプトの情報が漏れることに対して敏感な患者が多い。そのため、患者がオンライン請求を拒むと診療報酬が支払われなくなれば自費扱いとせざるを得ない。これは、保険料を払っているのに、健康保険が使えなくなるという矛盾を意味する。

### 藤田原告『セキュリティーが脆弱ゆえ、情報漏洩が危惧される』

オンライン請求におけるセキュリティーの脆弱性を指摘。米国や日本の官公庁のサーバーが不正アクセスを受けたことを例に挙げ、このような環境でのオンライン化は怖くて出来ない。

### 小笠原原告『“生”有る限り地域医療を守る覚悟である』

歯科医として60年地域医療を支えている。省令一つで強制的に廃業せざるを得ないと言うのでは、地域の患者さんに対して無責任の謗を免れない。“生”有る限り地域医療を守る捨て石となって頑張りたい。

### 小賀坂弁護士『医療は会議室ではなく診察室で行われている』

医療政策は、医療現場の状況を十分に把握し、医療機関の診察室の中で行われている営みに敬意を払うべきであり、一人ひとりの国民・市民の命と健康をどのように守っていくのか、という基本に立って行われなければならない。

まさに医療は、診察室で行われているのであって、会議室で行われているのではない。

このFAXは、レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟(神奈川)の原告の先生方に送付しています。